

項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 9 男女共同参画に関する行政関係年表

年	世 界	国	県	石巻市
1975年 (昭和 50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催(世界行動計画を採択) ・国連婦人の十年を宣言	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人問題担当室を設置		
1976年 (昭和 51年)	・国連婦人の十年スタート (～1985年)	・民法一部の改正(離婚後も婚姻中の姓を称し得る制度の創設)	・婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置	
1977年 (昭和 52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館		
1979年 (昭和 54年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和 55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議をコペンハーゲンで開催(国連婦人の十年後半期行動プログラムを採択)	・女子差別撤廃条約に署名	・婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置	
1981年 (昭和 56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の採択	・民法及び家事審判法の一部改正(配偶者の相続分1/3→1/2へ引き上げ等) ・男女別定年制に無効判決(最高裁) ・「国内行動計画後期重点目標」策定	・生活福祉部婦人青少年課設置 ・婦人問題懇談会を設置	
1984年 (昭和 59年)		・「国籍法」「戸籍法」改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭60年施行)	・「みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—」を策定	
1985年 (昭和 60年)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議をナイロビで開催(西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択)	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布(昭61年施行) ・国民年金法の一部改正(婦人の年金権の確立、昭61年施行)	・北海道・東北・関東地区婦人問題推進地域会議を開催	
1986年 (昭和 61年)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 (昭和 62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定		
1990年 (平成 2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成をめざして—」を策定	
1991年 (平成 3年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)を策定 ・「育児休業法」公布(平4年施行)		

## 9 男女共同参画に関する行政関係年表

年	世 界	国	県	石巻市
1992 年 (平成 4 年)		・初の婦人問題担当大臣を設置	・生活福祉部女性政策課設置 ・女性問題懇談会設置	
1993 年 (平成 5 年)	・世界人権会議をウィーンで開催	・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）公布施行	・環境生活部女性政策課に組織改正	・旧石巻市において、教育委員会に婦人青少年担当配置
1994 年 (平成 6 年)		・総理府に男女共同参画室を設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置		
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議を北京で開催（「北京宣言及び行動綱領」を採択）	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO 第 156 号条約批准		
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画ビジョン」答申（男女共同参画審議会） ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・男女共同参画推進委員会設置	・旧石巻市において、企画部女性青少年対策室に組織改正 ・旧石巻市において、男女共生プラン策定懇談会設置
1997 年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正公布（平 11 年全面施行） ・「介護保険法」公布		
1998 年 (平成 10 年)			・「みやぎ男女共同参画推進プラン」を策定	・旧石巻市において、「いしのまき男女共生プラン」を策定 ・旧石巻市において、企画部女性施策推進室に組織改正
1999 年 (平成 11 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を採択	・「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行	・環境生活部女性青少年課に組織改正 ・「みやぎの女性史」発行	
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性2000年会議」を開催（ニューヨーク）	・第 1 次「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布施行		
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「育児・介護休業法」改正 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・男女共同参画推進課を設置 ・宮城県男女共同参画推進条例公布施行 ・男女共同参画審議会設置	
2002 年 (平成 14 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談設置		

## 9 男女共同参画に関する行政関係年表

年	世 界	国	県	石巻市
2003年 (平成 15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布施行</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布施行</li> </ul>	・「宮城県男女共同参画基本計画」を策定	
2004年 (平成 16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧石巻市において、企画部男女共同参画推進室に組織改正</li> <li>・旧石巻市において、男女共同参画推進条例施行</li> </ul>
2005年 (平成 17年)	・国連「北京＋10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1市6町で合併</li> <li>・新市において男女共同参画推進条例施行</li> <li>・男女共同参画推進審議会設置</li> </ul>
2006年 (平成 18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正施行</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>		・「石巻市男女共同参画基本計画」を策定
2007年 (平成 19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正施行</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」改正施行</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		
2008年 (平成 20年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		
2009年 (平成 21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	・共同参画社会推進課設置	
2010年 (平成 22年)	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>		・機構改革により、男女共同参画推進室と市民活動推進課が統合され、企画部市民協働推進課に組織改正

## 9 男女共同参画に関する行政関係年表

年	世 界	国	県	石巻市
2011年 (平成 23 年)	・「APEC 女性と経済サミット」(WES) 開催サンフランシスコ宣言採択		・「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定	・「石巻市男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2012年 (平成 24 年)		・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を策定		
2013年 (平成 25 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正		・「石巻市男女共同参画基本計画（第2次）概要版（中期）」を策定 ・機構改革により、企画部市民協働推進課が復興政策部地域協働課に組織改正
2014年 (平成 26 年)		・「次世代育成支援対策推進法」一部改正 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置		
2015年 (平成 27 年)	・第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）開催（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択（国連サミット）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・一部施行 ・第4次「男女共同参画基本計画」を策定		・「石巻市男女共同参画基本計画（第2次）概要版（後期）」を策定
2016年 (平成 28 年)	・「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意（G7 伊勢・志摩サミット）	・「育児・介護休業法」改正 ・「女性活躍推進法」完全施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・「女性活躍推進法」が施行されたことを受け「宮城県特定事業主行動計画」を策定	・「女性活躍推進法」が施行されたことを受け「石巻市特定事業主行動計画（女性活躍推進）」を策定
2017年 (平成 29 年)			・「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定	・「石巻市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定
2018年 (平成 30 年)		・「働き方改革関連法」成立 ・「人づくり革命 基本構想」（人生100年時代構想会議）策定 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		・「石巻市女性活躍推進会議設置要綱」策定 ・石巻市女性活躍推進会議設置
2019年 (令和元年)		・「女性活躍推進法」改正		・石巻市配偶者暴力相談支援センター事業実施
2020年 (令和2年)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・第5次「男女共同参画基本計画」を策定		
2021年 (令和3年)			・「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定	・「石巻市男女共同参画基本計画（第4次）」を策定

# 10 用語の解説

## 1 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」における、平成28年から令和12年までの国際目標。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和12年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年に制定された法律。

男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

また、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けることができる。なお、特に優良である等の一定の要件を満たした場合、「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。

## 3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年に施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

## 4 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

## 5 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことであり、調和が実現した社会は、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態となるとされる。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

## 6 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 7 アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

## 8 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし平成13年に制定された法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者の多くは女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

## 10 多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として共に生きていく社会。

## 11 男性中心型労働慣行

長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム。

## 12 女性人材リスト

石巻市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現を目指すため、人材情報を把握し、市政に重要な役割を果たす審議会等の委員に女性を積極的に登用し、政策形成、意思決定の場における女性の参画を促進することを目的に、本人の意思に基づき作成したリスト。

## 13 地縁団体

一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

## 14 グローバル化

ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。

**15 性的指向****16 性自認（性同一性）**

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。

性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

**17 NPO**

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配すること目的としない団体の総称。

**18 石巻市NPO支援オフィス**

市民公益活動を促進し、協働を推進するために市が設置。市、市民公益活動団体及び市民並びに企業が連携、交流及び活動できる場として提供している。

**19 キャリア教育**

性別に関わりなく、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する教育。

**20 出前講座**

市民要望により、学習したい市の事業等について、市の職員等が講師となり、各地域や団体を訪問し講座を実施するもの。

**21 男女共同参画週間**

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かれ合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設けている。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

**22 生産年齢人口**

労働意欲の有無に関わらず、日本国内で労働に従事できる15歳から65歳未満の年齢に該当する人口。

### 23 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。

### 24 育児休業

原則として1歳未満の子を養育するために取得できる休業。ただし、保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は、1歳6か月（又は2歳）まで休業を延長することができる。（各企業等においてより広い内容の制度とすることは望ましい。）

### 25 介護休業

要介護状態にある家族を介護するために取得できる休業。通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができる。（各企業等においてより広い内容の制度とすることは望ましい。）

※要介護状態とは、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。

### 26 女性のチカラを活かす企業

宮城県が実施する「女性のチカラを活かす企業」認証制度において、認証を受けた企業・法人・団体のこと。

女性も男性も働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む企業等を宮城県が認証することにより、企業等の自主的な取り組みを推進することを目的としている。

また、認証を受けた企業のうち特に優れた取組を行っている企業はゴールド認証企業となる。

### 27 育児参加休暇等

妻の出産予定日8週間（多胎14週間）前から出産日以降8週間までに5日以内取得できる休暇。当該子又は小学校就学前の子を養育するため男性職員が取得できる休暇。（第1子の産前期間のみ養育すべき子がないため取得不可。）

なお、これとは別に2日以内で取得できる妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）に関する休暇がある。

**28 ポジティブ・アクション**

積極的改善措置のことであり、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

手法としては、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法（クオータ制）、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）、女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法等がある。

**29 家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定。

**30 くるみん**

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受ける認定を「くるみん認定」という。

さらに、「くるみん認定」を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、「プラチナくるみん認定」もはじまっている。

**31 健康寿命**

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間。

**32 ダブルケア**

晩婚化・晩産化等を背景に育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受ける状態。

**33 子育て世代包括支援センター**

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を実施している。相談窓口として、石巻市子育て支援課、子ども保育課、健康推進課及び各総合支所保健福祉課、委託団体先に設置している。

### 34 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

### 35 子どもセンター「らいつ」

0歳から18歳までの子どもを対象に、健全な遊びと安心して過ごすことができる居場所を提供し、子どもの健康を増進し、社会参加を進めるために平成26年1月に児童館として開館した。石巻の活性化のために、子どもの権利を柱とし子どもたちが中心となって運営をする施設。

### 36 ファミリー・サポート・センター

仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するため、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（協力会員）が相互援助を行う会員組織。

### 37 石巻市虐待防止センター

児童・高齢者・障害者への各種虐待とDVの相談や通報に対応する部署として、平成25年4月より石巻市福祉部に設置された組織。それまで虐待防止の法律を所管する各部署で行っていた対応を包括的に行う。

### 38 DV（配偶者やパートナーからの暴力等）

明確な定義はないが、日本では「配偶者やパートナー等の親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

「Domestic Violence」を略したものであり、カタカナでは「ドメスティック・バイオレンス」と表記される。

DV防止法では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあたる者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

婚姻していない恋人間で起こる場合をデートDVという。

**39 ストーカー行為**

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うこと。

**40 SNS**

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニケーション型サービス。

**41 ハラスメント**

本人の意図に関係なく、他者に対する発言や行動等が相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、脅威を与えることを指す。

厚生労働省の指針や提言では、職場におけるハラスメントに関して、セクシュアル・ハラスメントのほかに、職務上の地位や人間関係等の職場での優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為や、妊娠・出産、育児や介護のための制度の利用等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動について規定している。

※ハラスメントには、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント等がある。

**42 セクシュアル・ハラスメント**

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為。

**43 石巻市配偶者暴力相談支援センター**

配偶者等からの暴力を受けた者等からの相談や通報を受けた場合に対応するため、石巻市虐待防止センターにおいて、平成31年4月より事業を実施している。相談業務・緊急時の安全確保・証明書等の発行等を行う。

**44 防災士**

「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。